

戸田建設グループ 行動規範

1. 総 則

● 規範の趣旨及び適用範囲

この規範は、戸田建設株式会社（以下「戸田建設」という）及び戸田建設の連結子会社（以下これらを総称して「戸田建設グループ」または「当社グループ」という）の全ての役員及び社員が行動する際必要な、基本的で重要な指針について定めている。

戸田建設グループの全ての役員及び社員は、あらゆる企業活動の場面において、関係法令を遵守することはもとより、企業理念と社会倫理に適合した行動をとることが、グループ各社の健全な発展のために不可欠であるという認識のもと、この規範を理解し、遵守する。

● 基本姿勢

(1) 企業理念に基づく業務の推進

当社グループが掲げる企業理念を理解し、これに矛盾することなく業務を推進する。

(2) 誠実で公正な行動

当社グループの全てのステークホルダーに対して誠実な態度で臨み、公正、公平、かつ透明な関係を保持する。

(3) 人権の尊重、多様性の理解

全ての人の基本的人権を尊重し、あらゆる多様性を理解し、配慮する。

(4) 法令遵守、社会倫理への適合

国内外の法令を遵守し、正常な商慣習と社会倫理に適合するよう行動する。

(5) 公私のけじめと礼節

公私の区別を明確にし、社会人・企業人として節度ある行動を心掛け、礼節を守る。

(6) 健全な企業風土の醸成

コミュニケーションを活発にし、風通しのよい企業風土をつくる。

● 規範遵守の責任

(1) この規範に定める事項を誠実に実行する。また、規範に反する事象に対しては、直ちに是正するための行動を起こす。

(2) 当社グループの全ての部門の管理者は、所属する役員及び社員がこの規範の各規定を遵守するように指導、監督する。

(3) この規範の確実な実施を確保するために、各部門においては業務マニュアルの作成、具体的な遵守事項の共有、その他必要な活動を行う。

2. お客さま、協力会社、競争会社等との関係

【戸田建設グループの「お客さま、協力会社、競争会社等」に対する考え方】

お客さまは、戸田建設グループの最大の支持者である。戸田建設グループは安心して良質な建設物とサービスの提供に努めると同時に、お客さまの「声」を真摯に受け止め、信頼と期待に応える企業として成長していく。

協力会社は良きパートナーであり、共存共栄の精神のもと、信頼関係を深めていく。また、競争会社とは、自由で公正な競争のもと、切磋琢磨していく。

●社会に有用な建設物・サービスの提供

- (1) お客さまへの建設物・サービスの品質・安全性・コスト等に関する適切な情報を提供し、また、地域住民やエンドユーザーにも十分な配慮を行う。
- (2) 建設物・サービスを提供するにあたり、常に品質の確保・向上に努め、約束した期日内に納入するよう日程を管理する。また、納入後も品質の持続に寄与する。
- (3) 安全が建設物・サービスの中心となる価値であることを認識し、労働災害の絶滅のために、常に安全確保への対策を怠らない。

●協力会社との関係

- (1) 協力会社の選定については、当社グループの企業理念に照らして客観的に妥当と判断される基準によって行う。
- (2) 協力会社との間における役割と責任範囲を明確にし、適正な協力体制を構築する。
- (3) 協力会社とは対等かつ適正な取引を行い、架空発注や金額・数量の仮装等の不正な取引は一切行わない。
- (4) 協力会社との取引に際しては、個人的に金銭・物品等を受領する等の私利を追求しない。

●自由な競争及び公正な取引

建設物・サービスに係る全ての営業活動においては、刑法、独占禁止法等に違反する談合や不当廉売はもとより、公平、公正さを損なう行為を一切行わない。

●各種関連法令の遵守

建設業法をはじめ、各種関連法令の内容を理解し、遵守する。

●社会的信用失墜の恐れのある支出

国・地方公共団体の議員や役職員等に対して、当社グループに対する有利な取扱いを目的とした、またそう見なされかねない接待、金銭・物品等の供与を行わない。また、これら以外の者に対しても、健全な商慣習や社会常識に従って行う。

●適正な宣伝・広告

事実に基づいた宣伝・広告活動を行い、他社を誹謗・中傷するような表現や社会的差別につながる用語がないか十分配慮する。

3. 社員との関係

【戸田建設グループの「社員」に対する考え方】

戸田建設グループの最大の財産であり誇れるものは、働いている社員である。戸田建設グループは、社員一人ひとりの人格や個性を尊重し、資質、能力を最大限発揮できる安全で働きやすい環境の提供に努める。また、公平で公正な処遇をし、透明性の高い人事評価基準を維持していく。

●人権・個人の尊重、差別禁止

- (1) 性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、社会的身分、障がいなどにかかわらず、社員一人ひとりの持つ資質や個性を尊重し、互いの能力の向上に努める。

(2) 中傷や誇張した言動、また、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（職場いじめ）等の人格を無視するような一切のハラスメント行為を行わない。

●**職場の安全衛生**

安全で衛生的な職場環境の整備、維持に努める。

●**労働関係法の遵守**

労働基準法等、労働関係法令の規定を守り、健康に配慮した働きがいがある職場環境を維持・向上させる。

●**風通しのよい職場環境**

職場内及び職場間の円滑な意思疎通を図り、風通しのよい職場環境を構築していく。

4. 社会との関係

【戸田建設グループの「社会」に対する考え方】

戸田建設グループは、良き企業市民として、自社の事業特性や経営環境に応じた社会的責任を果たし、社会との相乗的な発展を目指す。

●**地域社会への貢献**

- (1) 地域社会の活動への参加・協力を積極的に行い、地域との交流を深め、その発展に寄与する活動を継続的に実施する。
- (2) 災害時の緊急対応はもとより、平時においても、地域社会の安全・安心に資する活動を積極的に実施する。

●**環境活動**

- (1) 建設物の施工段階においては、建設廃棄物対策や省エネルギー対策など、環境への影響に十分配慮した活動を実施する。
- (2) 建設ライフサイクル全般での環境負荷低減に向け、環境配慮設計を推進するとともに、環境関連技術の整備に取り組む。
- (3) 職場においては、環境意識の向上を図り、省エネルギー活動やグリーン購入などを推進する。

●**寄付行為**

寄付を行うにあたっては、その社会性、公共性、必要性等を十分に勘案し、関係法令に従って行う。

●**政治との関係**

政治資金の寄付、公職選挙への関与、政治活動の支援等に関しては、政治資金規正法、公職選挙法等の関係法令を遵守し、正規の方法に則って行う。

●**反社会的行為への関与の禁止**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる姿勢を示し、一切の関係を遮断する。

●海外での活動

海外での事業活動にあたっては、各国、各地域の法令及び健全な商習慣と社会倫理に則って活動する。

5. 株主、投資家等との関係

【戸田建設グループの「株主、投資家等」に対する考え方】

戸田建設グループは、株主から提供された資金を有効に活用し、企業としての価値を高めていく責任を負っている。また、株主、投資家、証券アナリスト等から信頼される企業であるために、透明性ある経営を目指し、正確な情報を適時開示していく。

●経営情報の発信

株主、投資家等に対して、当社グループの経営状況、事業活動等企業情報の開示を的確かつ迅速に行う。

●インサイダー取引の禁止

株価への影響が考えられ得る未公表の内部情報を利用して、株式の売買等、有価証券の取引を行わない。また、外部の特定の第三者へこれらの内部情報を便宜的に供与しない。

6. 会社、会社財産との関係

【戸田建設グループの「会社、会社財産」に対する考え方】

戸田建設グループは、役員・社員に、会社に対して誠実であることを求める。真実の隠蔽や虚偽の報告、会社の信用・名誉を毀損するような行為は許容しない。

●就業規則の遵守

就業規則を理解し、遵守する。

●リスク管理の徹底

テロ、サイバー攻撃、自然災害等を含め、会社を取り巻くリスクを把握・分析し、対策を立て、適正に管理する。

●記録及び報告、適正な会計処理

会計記録など、業務上の情報の記録と報告は、所定の方法にて、正確かつ正直に行う。また、適切な手続きのもと、会計処理を行う。

特に、工事やサービスの原価はそれぞれの会計基準に従い、受注から決算までの全てのプロセスにおいて適正に処理し、記録・報告する。

●利益相反禁止、競業取引禁止

取引先や競争会社のために働くなど、当社グループと利害関係の対立を起こすような活動に関与しない。

●会社資産の管理及び適正使用

会社の資産（設備、備品、ノウハウ等の有形、無形の資産）を適正に管理し、また、私的用途に流用するなどの業務目的以外の使用をしない。

●秘密情報の取扱い

会社の秘密情報及び顧客・取引先等の情報については厳重に管理し、業務の目的のみに使用する。

●個人情報の保護

業務上知りえた全ての個人情報については、業務の目的のみに使用し、外部に情報が漏洩しないよう適切に管理する。

●知的財産権の保護

会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努める。また、グループの内外を問わず、他社の権利を侵害しない。

7. 運用体制

戸田建設グループは、行動規範及びその精神を有効性のあるものとするために、運用方法を定める。

●運用体制

- (1) この規範の制定、改廃は戸田建設本社コンプライアンス委員会の審議を経て、戸田建設取締役会で決定する。また、毎期、規範の見直しを行い、改定の必要があると認められる場合には、速やかにその手続きをとる。
- (2) この規範の発効は戸田建設グループ各社の取締役会で決定する。なお、戸田建設グループ各社は、事業形態、各国・各地域の法令・規則、慣習等に応じて文言を一部変更できるが、いかなる場合においてもこの規範の精神に反する内容を定めることはできない。
- (3) この規範の運用に関する基本方針は、戸田建設本社コンプライアンス委員会において審議し、必要に応じて戸田建設取締役会に報告する。
- (4) この規範については戸田建設本社コンプライアンス委員会事務局が主管し、この規定の実行を推進する。また、その下部機関に連絡協議会を置き、他部門と協議・連携のうえ助言を行う。
- (5) この規範の遵守の状況に関しては、戸田建設監査室が監査を行う。監査対象となる戸田建設グループ各社及び部門は、この監査に積極的に協力しなければならない。
- (6) この規範に違反した行為または違反する恐れのある行為が行われている事を知った場合は、上司に相談するか、または「企業倫理ヘルプライン」を活用し相談することができる。その場合、相談者は相談した事実によって不利益を被ることはない。

以 上

制定 1994年5月25日
改定 2003年12月25日
改定 2007年11月27日
改定 2011年11月24日
改定 2012年2月13日

改定 2013年3月28日
改定 2015年3月30日
改定 2017年3月29日
改定 2018年4月1日